

第53回

高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

令和5年2月20日開会

令和5年2月20日閉会

高知県・高知市病院企業団

高知県・高知市病院企業団議会

第53回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録目次

| | |
|------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 議員席次 | 1 |

第1日（2月20日）

| | |
|------------|----|
| 出席議員 | 2 |
| 説明のため出席した者 | 2 |
| 議会事務局職員出席者 | 2 |
| 議事日程 | 3 |
| 会議録署名議員の氏名 | 3 |
| 会期の決定 | 3 |
| 議案の上程 | 4 |
| 村岡企業長 | 4 |
| 質疑 | 15 |
| 採決 | 23 |

卷末掲載文書

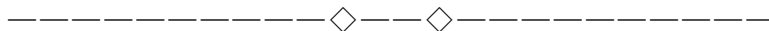
| | |
|-----------|----|
| 議案の提出について | 24 |
| 議決一覧表 | 25 |

高知県・高知市病院企業団告示第6号

第53回高知県・高知市病院企業団議会定例会を、令和5年2月20日に高知医療センターに招集する。

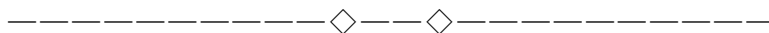
令和5年1月12日

高知県・高知市病院企業団企業長 村岡 晃



議 員 席 次

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 氏原嗣志君 | 2番 | 海治甲太郎君 |
| 3番 | 岡崎豊君 | 4番 | 加藤漠君 |
| 5番 | 近藤強君 | 6番 | 坂本茂雄君 |
| 7番 | 下村勝幸君 | 8番 | 竹村邦夫君 |
| 9番 | 中根佐知君 | 10番 | 西内隆純君 |
| 11番 | 西森雅和君 | 12番 | 野町雅樹君 |
| 13番 | 細木良君 | 14番 | 山根堂宏君 |



第53回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

令和5年2月20日（月曜日） 会議第1日

出席議員

| | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 氏原嗣志君 | 2番 | 海治甲太郎君 |
| 3番 | 岡崎豊君 | 4番 | 加藤漠君 |
| 5番 | 近藤強君 | 6番 | 坂本茂雄君 |
| 7番 | 下村勝幸君 | 8番 | 竹村邦夫君 |
| 9番 | 中根佐知君 | 10番 | 西内隆純君 |
| 11番 | 西森雅和君 | 12番 | 野町雅樹君 |
| 13番 | 細木良君 | 14番 | 山根堂宏君 |

説明のため出席した者

| | |
|-------------------------------|-------|
| 企業長 | 村岡晃君 |
| 病院長 | 小野憲昭君 |
| 副院長 | 林和俊君 |
| 副院長 | 西岡明人君 |
| 副院長 | 澁谷祐一君 |
| 統括調整監兼事務局長 | 宮村一郎君 |
| 医療局長 | 尾崎和秀君 |
| 看護局長 | 田鍋雅子君 |
| 薬剤局長 | 田中聡君 |
| 医療技術局長 | 横畠顕君 |
| 総合周産期母子医療センター長 （感染対策センター長） | 西内律雄君 |
| 救命救急センター長 | 齋坂雄一君 |
| 事務局次長 | 山地展代君 |
| 事務局次長（議会事務局長） | 丸山貴匠君 |

議会事務局職員出席者

| | | |
|---|---|-------|
| 書 | 記 | 吉本忠邦君 |
| 書 | 記 | 井上季奈君 |
| 書 | 記 | 須賀勇介君 |
| 書 | 記 | 森田直也君 |

-----◇-----◇-----
議事日程(第1号)

令和5年2月20日(月) 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3

議第1号 令和5年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算

議第2号 令和4年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算

議第3号 高知県・高知市病院企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例議案

-----◇-----◇-----
午前10時00分 開会 開議

○議長(氏原嗣志君) 皆さんおはようございます。

定刻が参りましたので、ただいまから令和5年2月高知県・高知市病院企業団議会定例会を開会いたします。

御報告をいたします。

12番野町議員から、少し遅れるとの連絡がっております。

-----◇-----◇-----
会議録署名議員の指名

○議長(氏原嗣志君) これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて、

6番 坂本茂雄 議員

7番 下村勝幸 議員

8番 竹村邦夫 議員

をお願いいたします。

-----◇-----◇-----
会期の決定

○議長(氏原嗣志君) 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

今期定例会の会期を本日1日としたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（氏原嗣志君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日と決しました。

-----◇-----◇-----
議案の上程（議第1号令和5年高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算から議第3号高知県・高知市病院企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例議案まで

○議長（氏原嗣志君） 日程第3、議第1号令和5年高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算から議第3号高知県・高知市病院企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例議案まで、以上3件を議事の都合上一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

企業長 村岡 晃君。

○企業長（村岡 晃君） 本日、議員の皆様のお出陣をいただき、令和5年2月病院企業団議会定例会が開催されますことを厚くお礼申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、御挨拶申し上げます。

昨年12月に企業長に就任いたしました村岡 晃でございます。

私は、平成17年3月の開院時から5年間、高知医療センターで勤務し、当時PFI事業契約の解約交渉に携わるなどしておりましたので、思い入れのある職場への約13年振りの復帰となりました。この間、少子・高齢化の進行や新型コロナウイルス感染症によって、医療を取り巻く環境も大きく変わりました。今回私に課せられた役割は、コロナ後の対応を含めた今後の医療の在り方を見据え、持続可能な地域医療体制を構築するため、高知医療センターの経営改革を着実に遂行し、しっかりとした基盤を確立することではないかと考えております。その責任の重さを痛感しながら、微力ではありますが、これまでの経験を生かし、職員と力を合わせ努力してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、当面する課題、運営状況につきまして御報告いたします。

まず、新型コロナウイルス感染症の第8波への対応について申し上げます。

大都市圏を中心として昨年11月中旬から感染者が急増する中、高知県においても11月下旬から徐々に感染者の増加が続き、12月初旬には第8波のただ中となりました。1日の感染者が県内で2,000人を超え、最多を記録した第7波の記憶も新しい中、年末年始休み明けの1月5日には1,965人の感染者数を記録するなど、猛威を振るってきました。また、報道等にもありましたように、高齢者施設に加え、2次、3次を問わず多くの医療機関でクラスターが発生し、救急患者の搬送困難事例が頻発するなど、県内医療体制に大きな影響を及ぼしています。この間、本院のコロナ患者の診療に当たっては、主に高齢者や基礎

疾患を持ったハイリスクの方々のほか、妊婦や小児に加え、手術が必要な方の受入れを行うなど、感染症指定医療機関として求められる役割を果たしてきたところです。

一方、院内においては12月1日に入院患者さんの陽性を確認し、3日には同じフロアの複数の患者さんや対応した職員への感染が確認され、院内でのクラスターとなりました。その後も予期しない患者さんの陽性が判明するなど、12月下旬の収束まで、複数のフロアで院内発生のコロナ対応を行ってきました。陽性が確認された患者さんについては、感染症病棟で必要な治療を行うとともに、陽性者が発生したフロアでは、感染拡大防止のため、患者さんの転入、転出を中止せざるを得なくなり、入院ベッドを縮小することとなりましたが、不急の手術、検査を延期することなどにより、院内でのコロナ患者発生中も何とか必要な機能を維持してきました。

県内の他の医療機関においても、院内クラスターの発生などによって、救急患者や一般患者の受入れや手術にも制限がかかる逼迫した医療提供体制となりましたが、本院においては、外傷など、手術を要するコロナ以外の患者さんの受入れなど、他の医療機関と連携をしながら、地域医療を支える中核医療機関として役割を果たすことができたものと考えます。

感染者数が落ち着きを取り戻しつつある中、新型コロナウイルスについてはマスク着用の見直しや感染症法上の5類への移行など、社会的な位置づけも大きく変化しようとしています。しかしながら、感染力の強さや基礎疾患など、リスクのある方への影響などを鑑みますと、直ちに医療機関のこれまでの対応が大きく変わることはないものと考えております。これまでどおり感染対策を徹底しながら、地域医療を守るために職員一丸となって努力してまいります。

次に、公立病院経営強化プランの策定について申し上げます。

国は、コロナ対応で果たした公立病院の役割などを踏まえながら、持続可能な地域医療体制を確保するために、公立病院の経営を強化していくことが必要として、令和9年度までを標準計画期間とする公立病院経営強化プランを策定するよう求めています。企業団においては、令和3年度から令和7年度を計画期間とする経営計画を策定していますが、医師の働き方改革への対応や新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組など、計画に盛り込まなくてはならない新たな項目もありますので、令和5年度末の策定に向け取組を進めてまいります。特に、コロナの5類感染症への移行も踏まえた今後の医療提供体制など、地域医療を守るための持続可能な経営の安定に向けては検討すべき課題も多くありますので、本院の果たすべき役割や機能を踏まえ、プランの策定に取り組んでまいります。

次に、経営状況について申し上げます。

令和4年度の12月までの入院患者数は、延べ11万2,612人で、1日平均409人、稼働額での1人当たりの入院診療単価は9万2,547円となり、入院収益は前年同時期比104.7%と、

4億6,600万円余り増加しています。また、外来患者数は延べ13万8,835人で、1日平均759人、1人当たりの外来診療単価は2万5,519円で、外来収益は前年同時期比106.8%、2億2,600万円余り増加しています。特に、コロナの感染症が落ち着いていた5月、6月、10月は入院患者数や手術件数が順調に伸びたことで、それぞれの月で前年と比べ1億円以上の収益増となりました。コロナ感染者が急増した8月、12月は、前年より収入が減少いたしましたが、いずれも減少幅は小さく、年間累計の医業収益は大幅な増加となっています。診療単価も、経営計画に基づく取組などにより、入院、外来でそれぞれ4%程度上昇しており、今後も収益力の強化を図るとともに、患者数の増加に向けて救急患者の受け入れや地域医療機関からの紹介患者の獲得等に引き続き注力してまいります。

今後の感染状況によっては、不急の入院や手術制限などによる収益への影響も懸念されますが、国の交付金を活用した空床補償の補助金が確保できる見込みですので、今年度も収支は安定するものと考えています。

それでは、今回提案いたしました議案について御説明いたします。

第1号議案は、令和5年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算です。

収益的収支予算では、収入は本年度当初予算より約3.8%、9億100万円余り増の246億5,800万円余り、支出は本年度予算より約2.9%、7億1,600万円余り増の250億1,500万円余りと見込みまして、令和5年度の純損益は、3億5,700万円余りの赤字予算となっています。また、資本的収支予算では、収入を23億800万円余り、支出は32億円余りを計上し、不足する8億9,100万円は損益勘定留保資金で補填することとしています。

患者数については、5類に移行してもコロナの影響が直ちになくなるとは考えられませんが、延べ入院患者数は今年度の実績を踏まえ、4年度予算から1,993人減の15万2,561人、延べ外来患者数は442人増の18万4,602人と見込んでおります。また、手術件数の増加や入院日数の短縮を図ることによる入院単価の増加、新たに取得する診療報酬加算での増収を見込んでおります。コロナ対応の空床補償の補助金収入は、今年度の見通しは不透明ですが、高知県の予算額と同額を計上しています。費用面では、エネルギー価格の上昇による光熱費の増加や物価の高騰、労務単価の上昇といった今の診療報酬では賄い切れない外的要因も影響し、純損益では3億5,000万円余りの赤字予算となっています。

収支の改善に向けては、現在取り組んでおります経営計画に基づいて、病院機能の高度化、効率化に取り組み、収益の確保を図るとともに、業務の見直しによる経費の削減に努めてまいります。

第2号議案は、令和4年度の高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算です。

昨年の高知県人事委員会勧告に基づく給与の改定の実施、10月以降の看護職員等への処遇改善実施により、当初想定よりも給与費が増加する見通しのため、支出の増額をお諮りするものです。

第3号議案は、高知県・高知市病院企業団議会の保有する個人情報保護に関する条例

の制定議案で、議会における個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項などを定めるものです。

なお、議案の詳細につきましては、後ほど統括調整監から御説明をいたします。

議員の皆様におかれましては、何とぞ御審議の上、適切な議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（氏原嗣志君） 続きまして、統括調整監宮村一郎君。

○統括調整監兼事務局長（宮村一郎君） それでは、お諮りいたしております議案につきまして、議第1号令和5年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算議案外2件について、右上に資料1と書いております令和5年2月定例会令和4年度病院企業団定例会議案の概要説明の資料によりまして、順次説明をさせていただきます。

1ページをお開きください。

まず、当初予算の議案の概要でございます。

左上の1、業務の予定量を御覧ください。

患者数と単価の推移をお示ししております。令和3年度の決算、令和4年度での決算見込み、令和5年度当初予算案という形でお示しをしております。

まず、延べの入院患者数でございますが、令和3年度の患者数は14万9,000人余りでございました。令和4年度の見込みとしましても、引き続きコロナの感染の影響によりまして患者数のほうは伸び悩んでおりますが、年間の見込みとしまして、令和4年度は15万1,000人余りと、少しでございますが、令和3年度からは増加する見込みと推計をしております。また、令和5年度当初予算案での入院患者数につきましては、5月に2類から5類への引下げの影響も考えられるところでございますが、令和4年度での各診療科の実績見込みをベースとしまして、延べの患者数を年間15万2,561人、1日当たり416人としました。また、入院単価につきましても、令和4年度の各診療科の実績見込みから推計しました診療単価をベースに入院収益総額を算出し、それを延べ入院患者数で割りまして9万4,607円としております。

次に、外来でございますが、延べの外来患者数については、令和3年度に比べますと令和4年度は回復基調が見込まれ、この令和4年度の見込みをベースとしまして令和5年度の患者数を年間18万4,602人、1日当たり759人と推計しました。外来単価につきましても、各診療科の実績見込みから推計をしました診療実績をベースに令和5年度は外来収益を算出し、2万5,195円と見込んでおるところでございます。

病床の利用率でございますが、これは精神病床ほかを含みます620床についての利用率でございますが、令和5年度は先ほどの延べ入院患者数を基に計算し、67.2%を見込んでおります。

続きまして、右側の表、2、収益的収支（3条予算）について御説明をいたします。

まず、上の医業収益についてでございますが、令和5年度は総額で196億3,677万

3,000円、令和4年度当初予算比では10億2,748万2,000円の増となっております。内訳につきましては、先ほど御説明いたしました患者数単価に基づいて、入院収益を144億3,339万4,000円、外来収益を46億5,098万9,000円とそれぞれ計上したところでございます。いずれも、令和4年度当初予算からは増加しておりますが、要因としましては、左下の収益的収支（3条予算）のポイントの表がございしますが、その中の前年度予算対比に記載しております。入院収益は、手術の件数の増や入院日数の短縮を図ることによる入院単価の増、外来収益につきましては、抗がん剤の症例適用が拡大していることなどによる増が要因となっております。また、その下のその他医業収益でございしますが、令和4年度当初予算から約7,400万円の減となっておりますが、院外検診などの公衆衛生活動費の減、それから生殖医療が保険適用になったことで、計上する項目が変更となったことが要因となっております。

次に、医業外収益でございしますが、表のほうへ戻っていただきまして、補助金という項目がございします。前年度から9,300万円ほどの減になっておりますが、これはコロナの陽性患者を受け入れるための病床確保に係る県補助金につきまして、2類から5類に変更になることで、この補助金制度が現在のところどのように変わるかというのは詳細が示されておきませんが、高知県では令和5年度も補助金の予算措置をしていただいているというふうの確認が取れましたので、9月までの半年間分の県予算と同額の9億4,000万円余りを計上しております。令和4年度の当初予算では、この補助金は同じく半年間で10億4,000万円余りを計上してございまして、この補助金の総額として、差引きでは9,300万円ほど減少したところでございします。

その下でございしますが、構成団体負担金というのがございします。高度医療、不採算医療の運営に係るものや精神科の運営に係るものに対しまして、高知県・高知市の構成団体から負担金として頂くもので、総額で23億6,522万4,000円を計上しております。

その下の長期前受金戻入につきましては、建設改良費に充てた補助金、負担金などのうち、減価償却相当分を収入として計上するもので、9億1,829万6,000円を見込んでおります。費用のほうの減価償却が増加していることから、4年度からは3,100万円ほど余り増加となっております。

以上、内容的に、総額としまして収益的収入計は246億5,807万3,000円で、令和4年度の当初予算からは9億円余りの増となっております。

次に、費用についてでございます。

まず、医業費用は総額で235億2,788万6,000円で、令和4年度からは9億円余りの増を見込みました。内訳でございしますが、給与費につきましては令和4年度の12月の職員数をベースに算出しまして、定期昇給と医療従事者の処遇改善での支出増などから、給与費総額では108億554万4,000円、前年度比では1億9,000万円余りの増額となっております。

次に、材料費以下でございしますが、左の下のまた収益的収支のポイントの欄の費用のと

ころに記載しております。まず、材料費でございますが、1億5,900万円余りの増となっております。これは、医業収益の増加に伴う材料費の増加で、連動して増加するものでございます。また、経費で5億2,100万円の増加となっております。これは、原油価格の高騰、あるいは円安などに伴いまして、光熱水費のうちの電気、ガスの単価が増額しております。燃料費調整単価等によって右肩上がりで増額をしておりますが、この電気、ガスの料金、使用量が令和4年度に比べまして3億5,000万円ほど増加をしたということで、予算を膨らませて計上しているところでございます。また、検体検査等の検査に係る委託料の増加、あるいは医事業務などの新規委託業務の開始による増加で、総額では5億2,100万円ほどの増加を見込んでおります。また、その下の特別損失がございます、1億2,900万円余りの。こちらは減となっておりますが、特定共同指導の返還金として令和4年度に2億5,000万円ほど計上しておりますが、その一部が完了したことによりまして減となっております。

以上、この結果、収益的支出の計は、右の表の下から3つ目でございますが、250億1,569万5,000円となりまして、前年度と比べまして7億1,672万2,000円の増ということになっております。この結果、令和5年度の収支としましては、その表の下の2番目、純損益では3億5,762万2,000円、純損益から特別利益、特別損失を除きました経常収支では、1億6,895万1,000円のそれぞれ赤字となる予算を編成したところでございます。

コロナ感染が病院運営に与える影響は今後も一定続くものと考えことから、本業の医業収益を回復させていく環境が整うのはまだなかなか見通すことができませんが、令和5年度も引き続きコロナ感染対応に取り組みながら、経営計画で掲げました戦略的な取組を実行し、当院が中核的医療機関として担う高度で専門的な医療の提供と経営の安定化を目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、2ページをお願いいたします。

左上のグラフでございますが、平成26年度からの3条予算の収支等の推移をお示ししております。一番上の折れ線グラフは、医業収益の推移となっております。棒グラフは、それぞれの年度の左側が純損益、右側が経常損益をそれぞれお示ししております。

ここ最近の状況でございますが、真ん中辺りでございますが、平成29年度までは黒字でございましたが、平成30年度、令和元年度は赤字予算ということになっております。また、令和2年度、令和3年度につきましては、コロナの関連の補助金を確保できたということもありまして、大きく黒字に転換しまして、令和4年度決算見込みにおきましては、先ほど企業長のほうからも説明がありましたように、一定コロナの補助金も確保できる見込みとなっておりますので、最終的には黒字を予想しております。また、折れ線グラフでございます医業収益の推移は、令和元年度までは180億円台で推移してまいりましたが、令和2年度にコロナ感染で患者数の減ということもありまして、171億円というふうに大きく落ち込みましたが、それ以降につきましては180億円台に回復し、徐々に回復基調に

あるというところを見込んだところでございます。

次に、左下の3、資本的収支（4条予算）について説明いたします。

右にございます枠囲み、ポイントと併せて御覧ください。

まず、収入につきましては、建設改良に伴います企業債の発行が9億1,900万円、高知県・高知市の構成団体負担金が13億8,911万2,000円、合計で23億884万9,000円でございます。支出のほうにつきましては、建設改良費が9億2,305万円、企業債の償還金が22億7,721万6,000円で、合計32億26万6,000円となっております。この収支の差は8億9,141万7,000円の不足となりますが、これは会計ルールに基づきまして損益勘定留保資金で補填するということとしております。

なお、令和5年度の投資事業の内容でございますが、右のポイントに記載しておりますが、令和4年度から4億4,200万円ほどの減となっております。この令和4年度に、ロボット支援手術ダヴィンチを約4億円で整備したことが主な要因でございます。令和5年度については、そのような大きい整備というのは予定がないことから、大きく減少したということでございます。

また、その下、主要な投資事業としまして、内視鏡システムや人工心肺装置などの各種医療機器の更新、空調や電気設備などの耐用年数を考えた更新のための予算を計上しております。

次に、右上の表でございますが、4、収支状況（資金収支）の状況でございます。

まず、令和4年度決算見込みでの状況となりますが、前年度、3年度末の内部留保資金は60億1,239万2,000円でございます。2の当年度純損益の見込額、それからこれに3の減価償却費など、現金を伴わない収入支出と、併せて4の当年度資本的収支不足額を差し引きますと、令和4年度での資金収支は1億円余りマイナスとなり、内部留保資金としましては59億円余りになる見込みを立てております。また、右の令和5年度での内部留保資金は、4年度末のこの内部留保資金に当年度順損益、また3の現金を伴わない収入支出、4の資本的収支不足を差し引きますと、令和5年度末の内部留保資金としましては、現在のところの予算ベースではございますが、55億円余りになる見込みでございます。

次に、3ページをお願いいたします。

令和5年度で新たに設定する債務負担行為でございます。全部で4件ございます。

まず、1件目でございますが、診療費の未収金回収業務でございます。当院で督促、催促を行ってもなお滞納となったケースにつきましては、法律事務所などに回収を委託するものでございます。これまで、3年間の期間で委託をしておりましたが、この業務委託の期間が5年度末で契約終了となることから、新たに令和6年度から3年間の契約を結ぶために債務負担行為を設定するものでございます。限度額は、275万6,000円でございます。

2件目は、当院の設備や警備の施設管理などの防災センター業務の委託について、現在

の契約期間がこちら令和5年度末で終了することから、令和6年から3年間の契約を結ぶために5年度中に業者決定を行う必要があるため、債務負担行為を設定するものでございます。限度額は、5億5,423万9,000円でございます。

3件目でございますが、当院の手術室や内視鏡室で反復使用する医療用材料や機材を滅菌洗浄し、保管、供給などを行う業務委託でございます。この業務につきましては、これまで単年度での契約を行ってまいりましたが、令和6年度からは業務の品質管理を担保した上で、効果的、効率的な業務実施を図るため、3年間の複数契約を結ぶため債務負担行為を設定するものでございます。限度額としましては、3億7,266万5,000円でございます。

4件目でございます。

診療材料や薬品の調達業務を委託する債務負担行為の設定でございます。

診療で使用する診療材料や薬品のコスト削減につきましては、経営計画においても重点施策として毎年度アクションプランを作成し、取り組んでおります。この取組の一つとして、5年度からの取組として、この調達業務を専門知識や調達のノウハウを有する民間事業者から支援を受ける業務として委託をすることで、さらなるコストの削減や調達事務の効率化を図るものでございます。契約期間は3年間を予定し、限度額は2,257万2,000円でございます。

次に、4ページをお願いいたします。

議第2号令和4年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算でございます。

内容については、給与費の年間予算が不足することが見込まれるため、増額の補正をお諮りするものでございます。今年度、高知県人事院勧告で初任給及び若年層の給与月額の上昇と勤勉手当の0.05か月の引上げが示されたことに伴いまして、当企業団も所要の給与改定を行いました。また、令和3年11月に閣議決定されました看護職員等の処遇改善により、昨年10月から基本給の3%相当の引上げを行いました。これら2つの支出増によりまして合計で7,000万円の不足が見込まれることとなりましたので、今回補正をお諮りするものでございます。

5ページのほうをお願いいたします。

議第3号高知県・高知市病院企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例議案でございます。

本日お配りしておりますA4横のカラー刷りの1枚の資料がございますが、高知県・高知市病院企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例についてというのを御覧ください。

資料の左の1、令和3年に改正となった個人情報の保護に関する法律の趣旨及び影響でございますが、背景としまして、デジタル社会に対応した個人情報の保護とデータ流通の両立を実現するため、個人情報の保護に関する法律が改正され、全ての団体がこの法律の

下の共通ルールで個人情報保護制度が行われることとなっております。当企業団も、昨年11月の企業団議会におきまして、執行機関である企業団の個人情報の保護に関する法律施行条例をお諮りし、承認をいただいております。下の法改正の内容と議会への影響でございますが、改正により、団体ごとに適用されていた3本の法律を1本に統合し、地方公共団体も共通のルールが適用されることとなります。しかしながら、議会については国会や裁判所が法による法律の対象となっていないことなどから、新たな法律の適用対象外とされております。しかしながら、個人情報の取扱いに関して、執行機関と議会で取扱いの差異が生じることがないように、執行機関と同様に企業団議会としての条例を今回制定し、お諮りするものでございます。

右の2、新条例で定める内容でございますが、内容につきましては、既に制定をされております高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例を準用することとし、参考に、その下に準用する高知県議会の条例の概要をお示ししております。

議案の概要は以上でございますが、お配りしています資料について順次説明をさせていただきます。

右上に①と記載しております資料、高知県・高知市病院企業団定例会予算議案及び予算に関する説明書をお願いいたします。

資料の説明につきましては、資料1で説明したものにつきましては説明を省かせていただきます。

めくっていただきまして、令和5年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算議案でございます。

1 ページをお開きください。

議第1号令和5年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算でございます。

第1条から次の、めくっていただきまして、2ページの第5条までにつきましては、先ほど概要のほうで説明いたしましたので、省略をさせていただきます。

2ページの中段から下の第6条は、4条予算の資本的収入に計上しております起債額9億1,900万円の内訳となっております。起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法をお示ししております。

次の3ページ、第7条でございます。

一時借入金、これは年度途中において一時的に資金不足が生じた場合の資金不足を補うために、金融機関等から一時的に借入れをする場合の限度額を設定したもので、20億円と定めております。

第8条は、予定支出の各項間の金額の流用は原則不可となっておりますが、状況に応じた柔軟な経営運営の視点から、流用することができる場合として、収益的支出における医業費用と医業外費用相互間の流用を定めるものでございます。

第9条では、議決を経なければ流用することができない経費として、職員給与費、交際

費を定めるものでございます。

第10条は、構成団体から補助金を受ける額として、13億6,364万5,000円であることを定めるものでございます。

第11条は、棚卸資産の購入限度額、これは薬品費、診療材料費、医療消耗備品を消費税込みで合算した金額となっております。

第12条は、重要な資産として高額な医療機器を取得する旨を定めるものでございます。

次のページからは、令和5年度病院事業会計予算に関する説明書となっております。

4ページ、5ページについては説明のほうを省略させていただきまして、6ページをお願いいたします。

6ページは、キャッシュフロー計算書でございます。

キャッシュフロー計算書は、ルールにのっとって計算しまして、下から3行目に令和5年度の資金収支で7,022万6,000円減少し、現金ベースでは期首残高が51億549万円ございますので、令和5年度期末の残高としましては50億3,526万5,000円となる見込みでございます。

7ページでございます。

給与費明細書の総括でございます。

本年度が令和5年度、前年度が令和4年度となっております、比較のほうをお示ししております。令和5年度、令和4年度とも、その前の年の12月時点での職員数をベースとして積算のほうをしております。職員数は、令和5年度は令和4年度に比べまして4名の減、給料につきましては8,890万円余りの増、手当の総額につきましては6,278万円の増となっております、手当の内訳はそれぞれ増減をお示ししております。

次の8ページから15ページまで、少し飛びますが、会計年度任用職員以外の職員、正規職員、あるいは会計年度任用職員の給与費明細書、給料及び手当の状況や級別職員数の状況などをお示ししておりますので、説明のほうは省略させていただきまして、16ページから20ページでございます。

16ページから20ページまでは、それぞれの科目の詳細をお示ししておりますが、説明のほうは省略させていただきまして、21ページをお願いいたします。

21ページは、先ほど概要で説明をいたしました令和5年度で新たに設定します債務負担行為4件と、過年度に議決をいただきました債務負担行為の支払い義務発生額をお示ししております。

次に、22ページをお願いいたします。

令和5年度末の予定貸借対照表をお示ししております。

まず、資産の部でございます。

1、固定資産でございますが、一番右側の列の数字でございますが、5年度末合計は222億4,472万8,000円、2の流動資産の合計は、その下でございますが、136億6,741万円

で、これら2つを合計した資産の合計は、二重線を引っ張っておりますが、362億214万6,000円となっております。その下の負債の部でございますが、3の固定負債は建設改良等の企業債で211億5,735万7,000円、4の流動負債が50億6,275万9,000円、5の繰延べ収益が40億5,266万8,000円で、これら負債の合計は、一番下にお示しをしておりますが、302億7,278万4,000円となっております。

次に、23ページに移りまして、資本の部になります。

6、資本金が133億8,595万8,000円となっております。

次の7、剰余金がマイナスの74億5,659万6,000円となっております。これら資本の合計は59億2,936万2,000円となりまして、一番下、負債とこの資本を合計しますと362億214万6,000円となりまして、先ほど申し上げました資産合計と合致しております。

次の24ページから26ページにかけましては、前のページまでの令和5年度予定貸借対照表のベースとなります令和4年度の決算見込みに基づきました、予定損益計算書及び予定貸借対照表をお示ししております。

27ページから28ページにかけましては、注記として記載する内容を記したものでございます。

以上が議第1号の説明となります。

続きまして、議第2号高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算議案につきまして説明をさせていただきます。

右上に②と書いております高知県・高知市病院企業団定例会予算議案及び予算に関する説明書（補正予算）をお開きください。

1ページをお願いいたします。

議第2号令和4年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算でございます。

第2条でございますが、収益的支出の予定額について、第1款高知医療センター事業費用のうち、第1項医業費用を7,000万円増額するものでございます。

2ページは、実施計画の補正後の額をお示ししたものでございます。

順次、ページを説明させていただきます。

3ページは、令和4年度の予算ベースでの予定キャッシュフロー計算書でございます。

その下、4ページは支出科目別の補正額の内訳をお示ししております。

5ページから8ページにかけましては、給与費明細書をお示ししております。

5ページは総括で、補正額の内訳となっております。給料で3,778万円、手当のうち期末手当で834万円、勤勉手当で2,388万円、合計で7,000万円の補正をするものでございます。

6ページは省略いたしまして、7ページにつきましては、増額となった増減額の詳細ということで、その説明をいたした内容をお示ししております。

8ページは、期末、勤勉手当の支給率の内訳でございます。

9 ページでございます。

9 ページから10ページにかけては、補正後の予算ベースでの予定貸借対照表となっております。

9 ページの中ほど、資産合計は、二重線が引かれておりますが、358億3,247万8,000円となりまして、10ページの一番下、負債資本の合計358億3,247万8,000円と合致しております。

以上で補正予算の説明を終わりました。最後になりますが、議第3号の条例制定議案について説明をさせていただきます。

右上に③の1、高知県・高知市病院企業団議会定例会議案（条例その他）をお開きください。

1 ページでございます。

高知県・高知市病院企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例を定めるものでございます。

概要につきましては先ほど御説明をいたしました。目的を第1条に定めております。議会において、個人情報を適正に取扱いするために必要な事項を定めるとともに、個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることで、議会事務を適正かつ円滑に運営し、個人の権利利益を保護することを目的とするものでございます。第2条で、個人情報の保護に関して必要な事項は、当分の間、高知県議会の保有する個人情報の保護に関する条例の規定を準用することとし、施行は令和5年4月1日からということにしております。

議案に関する説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（氏原嗣志君） 説明が終わりました。

これより質疑並びに一般質問を行うわけでございますが、一般質問の通告はありません。質疑に入ります。

質疑はございませんか。

西内副議長。

○副議長（西内隆純君） 御説明ありがとうございました。費用面で、エネルギー価格の上昇による光熱費の増加、物価の高騰という文言が企業長の説明にございました。多分、これからも資材価格、エネルギーの価格というのはしばらく続くでしょうし、あるいは上昇する傾向が見られるんじゃないかと思うんですけれども、それについては診療報酬のほうでカバーされ、そのうち半減される見込みということで考えておるのか、まずその点についてお願いいたします。

○議長（氏原嗣志君） 村岡企業長。

○企業長（村岡 晃君） 御質問いただきました内容につきましては、光熱費の増加というのが病院経営に大きな影響を与えて、全国的にも大きな問題になっております。自治体

病院協議会等からも、国に対して診療報酬の改定ということを求めておりますけれど、一方で医療機関の経営については、コロナの関係で補助金を受けて黒字になったという報道もされているところです。けれど、診療報酬の改定というのは、そういった病院経営の実態調査を踏まえて改定をするということになっておりますので、光熱費の増加というのが診療報酬改定で直ちにプラスになるという見通しは、単純には持てない状況がございます。ただ、経営的には大きな打撃を受けているという実態がありますので、これからも国に対しては病院の経営実態を適切に申し上げながら、要望はしていきたいと考えています。

○議長（氏原嗣志君） 西内副議長。

○副議長（西内隆純君） 県の外郭団体の幡多けんみん病院でありますとかあき病院なんかは、県のほうに光熱費について、上乘せ依頼があって、その措置をしておるわけでありまして。例えば、もちろん自分たちの努力で何とかして、実際にその調査もあって、国のほうは診療報酬の改定があるということですがけれども、構成団体に対して、そういう措置について過去に求めていなかったみたいなんですけれども、これは今後もそういう流れで行くということですかね。

○議長（氏原嗣志君） 村岡企業長。

○企業長（村岡 晃君） 構成団体のほうには、具体的に光熱費の増加ということに対して要求をしているということではございません。ただ、御承知のように、コロナの関係での交付金というのを頂いておりますので、損失以上の一定補助金も得られているという状況もありますので、この補助金も有効に活用しながら、経営的には将来の安定に向けて取り組んでいかななくてはならないというふうに考えています。

○議長（氏原嗣志君） 西内副議長。

○副議長（西内隆純君） この空床補償なんかがあって比較的安定している間は、おっしゃるとおり、その中で何とかやりくりするという対応でもよかろうとは思いますがけれども、将来ある程度伸び率とか、あるいは高騰が続くということであれば、構成団体のほうとも相談しながら、進められたらよいかと思います。

加えて、5ページ、6ページに書いてある空床補償の書き方なんですけれども、5ページの、私の不理解かもしれませんが、交付金を活用した空床補償の補助金が確保できる見込みですので、今年度の収支は引き続き安定するという表記があって、次の6ページの上から4行目には、空床補償の補助金収入は、今後の見通しは不透明ですがということを書かれておると、聞いたのですけれども、一応将来的には不透明だけれども一定確保できておるといふふうに理解すればよいですか。この5ページ、6ページはどう読み合わせたらいいですかね。

○議長（氏原嗣志君） 村岡企業長。

○企業長（村岡 晃君） 今年度、4年度につきましては、空床補償の補助金が、基本的

には予算計上は半年分で計上しているんですけど、残りの3月末までも確保できるだろうという見通しがありますので、4年度決算については一定収支は安定をするという見通しを持っています。ただ、5年度については補助金、県と同額を、9億円余りを計上しておりますけれど、5類への移行に伴ってこの補助金が5月8日以降どうなるかというのはまだ不透明ですので、そのあたりの見通しが不透明だということをございます。

○議長（氏原嗣志君） 西内副議長。

○副議長（西内隆純君） ごめんなさい。4年度と5年度でしたね。私の勘違いでございました。

私からは以上です。

○議長（氏原嗣志君） ほかに。

坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） 若干関連するかもしれませんが、5年度に向けて、今のところ見通しとして一応空床補償の補助金を計上した形でされておるわけですがけれども、もしそれが見込めないというふうになった時点で、どういうふうなことを考えられているのか。例えば、見込めなくても、ここにも書かれてあるように、5類に移行したからといって感染力が弱まるわけでもなければ、症状が軽くなったりとかということもないだろうと。そういった意味では、受け入れざるを得ない。国のほうは、一般診療も拡大していくと、この移行期間の間にそういったことで病床も増やしていくと言っていますけれども、現実的にそうなるのかどうかも含め、補助金が見込めなくなった時点で医療センターとしての医療の提供体制をどのように考えられているのか、その辺は、お考えはあるんでしょうか。

○議長（氏原嗣志君） 村岡企業長。

○企業長（村岡 晃君） 基本的にコロナが5類に移行した後については、今医療センターでは50床のコロナ病床を有しておりますけれど、このコロナ病床をどうするかというところがございます。一般病床にまた戻していくということが必要になってくると思いますので、5類になって以降については、一般病床の運用によって収入を確保していくということが基本になっていくと。ただ、9億円余りの補助金で見合う入院患者さんというのは、1日当たり30人ぐらい増やさないとなかなか、収入面だけで言えば賄えないということになりますので、一般病床に戻したとしても、それが確実に確保できるかというのは不透明ではあるということですので。特に、御指摘のように、感染力の強さと、それから基礎疾患等がある方に対するリスクの問題というのがどうしてもありますので、医療機関の現場においてはそこに対する感染対策ということを十分やる必要がある。そうなってくると、同じフロアに入院をしても、一定陽性者の方と接触をしないように、感染しないような対策ということが必要になりますので、病床の一定の規制というか、使えないところというのも出てきますので、コロナ後というのは一般床に戻すことによって患者確保をこれからどうやっていくかということにはなりますけれど、この影響というのは当分の間はま

だ続くのかなど。戻ったからといって直ちに経営的に安定するような状況というのは、厳しいという見通しを持っています。

○議長（氏原嗣志君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） 経営的に安定するということだけでなく、結局求められる医療、コロナ対応の医療提供体制そのものをどう確保するかということもお伺いしたいんですけど。

○議長（氏原嗣志君） 村岡企業長。

○企業長（村岡 晃君） 求められる医療というのは、これまでどおり感染症指定医療機関としてしっかりと役割を果たしていくという考え方に変わりはございませんので、その役割はしっかりと果たしていく。ただ、民間の医療機関のほうでも一定受入れ体制というのは取っていただく必要がありますので、何でもかんでも医療センターでということではなく、それぞれの役割分担を適切に行いながら、どうしても重症化をして必要な治療がある方については、医療センターでこれまで果たしてきた役割を引き続き担っていくということになるかと思っています。

○議長（氏原嗣志君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） それと、補正予算の議案の中で、7ページにあります対象職員の調整数への加算0.67というのがありますけれども、これは対象職員がどの職種で、それで0.67加算したら、それぞれの職員ごとに調整数がどんなふうになっているのかというのを教えてくださいませんか。

○議長（氏原嗣志君） 宮村統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（宮村一郎君） 今回の看護職員等の処遇改善につきましては、高知医療センターでは医師または事務職以外の医療従事者に対しまして処遇改善を行いまして、それぞれに0.67の調整をかけて本俸を引き上げて支給をしているところでございます。

○議長（氏原嗣志君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） そこで、医師の方も当然大変な状況の中で勤務されていますし、ただ医師の方にこれを加算するとなると、相当の財源がまた必要になってくるということもあるのかもしれませんが、事務職をのけているということについて、この間のコロナ禍の対応というのは、医療センターは職員全てが皆さん御苦労されていると思うんですね。実際の病棟とかだけでなく、外来もそうですし、場合によってはPCR検査の手配をしたりとか、いろいろな業務をやっている事務局の職員も相当な御苦労をされていると。それを、言わばチーム医療センターで対応しているときに、職種を外すというのはいかがなものだろうかというふうに思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。調整手当という形で事務職の場合は出せないとしたら、別の何らかの形で出すとか、そういうふうなことは検討されたんでしょうか。

○議長（氏原嗣志君） 村岡企業長。

○企業長（村岡 晃君） 職員からは、そういった声も出てきておるといのはありまして、組合との交渉の中でもそういった要望といのはございます。ただ、全国的にはこの処遇改善といのが看護師等といことで医療従事者に一定限定をされておるとい状況でございますので、事務職に対して支給をするといことになれば、別の財源を確保して支給をしなければならぬとい状況になりますので、財源的な手当がない状況の中では、事務職に対する支給といのはなかなか難しいとい判断をしています。ただ、現場の職員の働いている実態からすれば、当然直接的なコロナ患者に対して接触をするといことはないですけど、コロナの対応によって事務の負担といのが増えているといのは事実でございますので、職員はそういった中で大変な思いをしているといことは把握はしておりますけれど、現状の仕組みの中ではなかなか難しいといふうに判断をしているところですよ。

○議長（氏原嗣志君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） そしたら、今のお話だと、財源が一定手当されない中ではできないといふうに聞こえるわけですよ。しかし、財源が手当されなくても、それは病院の収益の中で財源を確保していくといことは、これは可能だと思ふんですよ。そういう意味で、そういった負担を強いているといことであれば、事務職員にも対応をする必要があるんじゃないかと思ふんですけども、今後に向けて、例えばどんなふうに検討するかとかいことも内部で検討されたりはしていないんですか。

○議長（氏原嗣志君） 村岡企業長。

○企業長（村岡 晃君） 基本的に給与の制度といのは、それぞれ医療センターの中で判断をしていくといことも可能なんですけれど、もう一方では他の公立医療機関での対応であったり、他の全国的な対応状況といことを踏まえる必要があるかと思ふので、今の段階で事務職に拡大をして支給をしているとい実態が全国的に広がっているかといと、そういう状況はないといふうに理解をしていますので、今の段階ではなかなか難しいだろうと思っています。

○議長（氏原嗣志君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） そういう声が現場からもあるといことであれば、またいろいろ、例えば他の公立病院の対応なんかも調査をしながら、検討もしていただきたいといふうに思っています。

議員協議会の資料の中で、職員の7波、8波における感染状況とか、あるいは濃厚接触者の数とか、そういうのがどういふうに推移したかといふうなことが出ていますので、そちらでの議論になるのかもしれない。そういう意味では、直接議案との関係で言えば、今私が言わせていただいたところなんですけれども、これから5類に移行しても、職員の皆さん、さっき議員協議会の資料を見ますと、外来、入院患者への院内感染対策を

継続する必要は続くというふうになっている、その院内感染対策を継続する必要というのは、職員に対する、これまでも指摘してきたんですけども、ほかの医療機関と比べると、極めて過度な負担を強いるような行動自粛とか、あるいは濃厚接触者の規定についても病院独自で判断して、濃厚接触の規定を、基準を定めているとか、そういうふうなことでやられている現状が、5類に移行しても続くのかどうかですね。その辺はどんなふうにかえられていますか。

○議長（氏原嗣志君） 村岡企業長。

○企業長（村岡 晃君） 基本的には、今の状態を継続せざるを得ないのかなというふうには思っていますけれど、一定国のほうから、また診療現場における対応の在り方というのも具体的に示されるだろうとは思っていますので、そういう動向も見ながら対応していく必要があると考えています。ただ、私が以前に勤務をしていたときからいいますと、高齢化も進んでいますので、高齢の方の入院が多いという実態がありますので、そういった意味では、病院の中のリスクということを見ると、感染対策をしっかりとやっておく必要があるだろうと思っていますので、職員に対してもそういう厳しめの感染対応というのはしっかり維持をしながらやっていく必要性はあるのではないかなというふうに考えています。

○議長（氏原嗣志君） 坂本議員。

○6番（坂本茂雄君） だとしたら、今の状況が続くのであれば、それに見合うような措置をするべきじゃないかと。結局、この2年、3年に及ぶ間、職員の皆さんというのは相当疲弊されていると思うんですよね。そういった中で、これまでも皆さん、退職せずに頑張ってくれていますというようなことが議会のたびに報告されてきましたけれども、厳しい締め付けがあまりに続くようであれば、ひょっとしたら今後の大量退職につながるような、そういう懸念もあると聞いています。そういうふうな声があるとしたら、その声に応えていくような対応、5類に移行したとしても今と同じような勤務状況をお願いするのであれば、何らかの手だてというのは必要ではないでしょうか。今までも、企業長も人的に増やしてそれを緩和するというのはなかなか難しいというふうなことを言われるのであれば、じゃあ、ほかの手だてはないのかとかというふうなことを検討する必要があると思うんですけどもね。その点だけ最後に聞かせてください。

○議長（氏原嗣志君） 村岡企業長。

○企業長（村岡 晃君） 御指摘いただきましたように、職員はそういった意味では大変な思いをしながら、日々診療の現場で頑張ってくれていると理解をしております。一方で、そういう処遇をしていくといった場合には、当然経営の問題とセットで考えなくてはならないということもありますし、先ほど言いましたように、全国的な手当の状況なんかも確認をする必要があるだろうと思っています。ただ、そういった手当の問題だけではなく、日々の仕事の中で管理職もしっかり現場の職員の声を聞きながら、そのあたりの悩み

だとか、職員の声を聞くことによって、しっかりフォローしていくということも必要ではないかと考えておりますので、そういう職場の中の風通しも含めて、よりよい職員との関係性を高めることによって、この対応をこれからも乗り切れるようにしていきたいなというふうに思っております。

○議長（氏原嗣志君） 山根議員。

○14番（山根堂宏君） 西内副議長が質問されました物価高騰に関して、少しお聞きしたいと思います。

この物価高騰の、言われている光熱水費の高騰の中で、特に全国民を含めて電気、ガスというのは生活を圧迫している状況で、経営をしていく中でここは重要な部分だと思います。そこで、令和4年度の決算ベースと比べることが今できないんですけど、令和3年度時点を見ての電気、ガスの実質額が大体どれぐらいであったのかということと、現状においての電気、ガスの、結局経費をどれぐらいを見込んで、この令和5年度の予算を推計されたのか、そこを少しかいつまんで御説明いただければありがたいと思います。

○議長（氏原嗣志君） 宮村統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（宮村一郎君） すみません、光熱水費の総額でお答えをさせていただきますが、令和3年度の決算での光熱水費でございますが、3億8,900万円余りでございます。それで、令和5年度のこの予算として確保したものが、額として光熱水費でございますが、7億8,300万円余りでございます。

○議長（氏原嗣志君） 山根議員。

○14番（山根堂宏君） ということは、推計では倍以上になるということで、今後電気、ガスというのは、高騰の推移というのは見通しが立ちにくい状況なんですけど、今後令和5年度の後半に対して、そういった経費が増額したときの対策についてはどのように考えておられるのか、御説明ください。

○議長（氏原嗣志君） 宮村統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（宮村一郎君） 対策としましては、電力会社及びガス会社がお示しします価格については、なかなか価格交渉というのは厳しいものがあると思います。一方で、電気、ガスの使用量、使う量については、これは企業努力の中で一定削減というのは可能ということを考えておまして、病院全体として経費節減に努めるということで、院内の掲示板等に定期的にその旨を周知しております。実際、こういう効果ということも多少あるだろうという意味で、令和4年度の見込みから令和5年度の見込んだ数量については、一定使用量の削減を見込んでおります。

○議長（氏原嗣志君） ほかにございませんか。

細木議員。

○13番（細木 良君） 企業長から提案説明がありましたように、バリュー・フォー・マネーとか経費削減効果がなかった医療PFIを解約させたということは、県民の利益を

守るために大変な手腕を発揮されたと思います。今後も経営強化のために、手腕発揮をしていただくように期待をするものです。

それで、公立病院の経営強化プランの策定についてお聞きをします。

当院の経営計画は策定をされましたけど、今後のプランの策定、これも重要な計画になると思うんですけど、策定に当たっての推進の体制ですよね。院内だけではなくて、市、県の医療、あと介護、そういった分野の組織との打合せであるとか、医師会とか地域の連携する医療機関との関係ももちろんあるだろうし、あと住民代表、公募があるかどうか分かりませんが、そういう住民の参加とかということも含めて、体制をどのようにつくっていくのか、プロセスも含めて説明をお願いします。

○議長（氏原嗣志君） 村岡企業長。

○企業長（村岡 晃君） 現在、医療センターにおいては経営計画を策定して、そのアクションプランに基づいて取組を行っておりますので、これを確実に新しいプランの中でも推進をしていくということが必要だろうと思っています。それに加えて、先ほど言いました医師の働き方改革の問題であったり、新たな感染症、新興感染症への対応の問題であったりということがプランの中に盛り込むべきということにされておりますので、そういった内容について、現在院内での医師の働き方改革への取組だとかということを進めているところです。

御指摘のように、県や市との関係、また住民の皆さんとの関係ということもあろうかと思いますが、基本的には医療センターに求められる役割や機能が大きく変わるものではないだろうと思っておりますので、そういった意味では、現在の役割機能をどう今後も持続可能な状態で維持をしていくのかということところが基本ではないかなと考えておりますので、基本は院内でこのプランの作成を進めていき、議会の皆様にもお諮りをしながら、御意見も頂戴したいなと思っています。

一方で、第8次の医療計画の検討ということが県においてもなされていくと思っておりますので、そういった議論等をふまえて、しっかり連携をしながら、医療センターの役割を考えていくということが必要ではないかと考えているところです。

○議長（氏原嗣志君） 細木議員。

○13番（細木 良君） 県民、市民の大切な財産であるこの医療センターをしっかりと維持させるためにも、来年度も早速赤字予算ということで、大変な状況がこれからも続くと思うんですけども、できるだけ情報開示とか情報公開を、市民、県民のほうにも策定の状況などを知らせながら進めていきたいと思っておりますので、要望としたいと思っております。

○議長（氏原嗣志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（氏原嗣志君） 以上で質疑を終了いたします。

お諮りをいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（氏原嗣志君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————◇——◇—————

採 決

○議長（氏原嗣志君） これより採決に入ります。

議第1号令和5年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（氏原嗣志君） ありがとうございます。全員挙手であります。よって、本議案は可決されました。

次に、議第2号令和4年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（氏原嗣志君） ありがとうございます。全員挙手であります。よって、本議案は可決されました。

次に、議第3号高知県・高知市病院企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（氏原嗣志君） ありがとうございます。全員挙手であります。よって、本議案は可決されました。

以上をもって今期定例会提出の案件を議了いたしました。

これをもちまして令和5年2月高知県・高知市病院企業団議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午前11時20分 閉会

4 高病企第589号
令和5年2月13日

高知県・高知市病院企業団議会
議長 氏原 嗣志 様

高知県・高知市病院企業団
企業長 村岡 晃

議案の提出について

令和5年2月高知県・高知市病院企業団議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

- 議第1号 令和5年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算
- 議第2号 令和4年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算
- 議第3号 高知県・高知市病院企業団議会の保有する個人情報の保護に関する
条例議案

4 高病企議第14号
令和5年2月20日

高知県・高知市病院企業団企業長 村岡 晃 様

高知県・高知市病院企業団議会議長 氏原 嗣志

会議の結果について（報告）

地方自治法第123条第4項の規定により、令和5年2月高知県・高知市病院企業団議会議定例会の会議の結果を別紙のとおり報告します。

会 議 の 結 果

1 開会

令和5年2月20日（月）

2 閉会

令和5年2月20日（月）

3 会期

1日間

4 議員の出欠状況

| 月 日（曜日） | 出席人員 | 欠席人員 | 備 考 |
|----------|------|------|-----|
| 2月20日（月） | 14人 | 0人 | |

5 議決件数

3件

6 議決の状況

原案可決 3件

7 地方自治法第99条の規定による意見書議案

なし

8 会議録写し

作成次第送付する

9 議案

別添のとおり

4 高病企議第14号
令和5年2月20日

高知県・高知市病院企業団企業長 村岡 晃 様

高知県・高知市病院企業団議会議長 氏原 嗣志

議決議案について

このことについて、令和5年2月高知県・高知市病院企業団議会定例会の2月20日の会議において、別紙のとおり議決されたので通知します。

令和5年2月高知県・高知市病院企業団議会定例会議決一覧表

| 事件の 番号 | 件 名 | 議決結果 | 議決 年月日 |
|-----------|------------------------------------|------|-----------|
| 議第1号 | 令和5年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計予算 | 原案可決 | 5.2.20 |
| 議第2号 | 令和4年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計補正予算 | 原案可決 | 5.2.20 |
| 議第3号 | 高知県・高知市病院企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例議案 | 原案可決 | 5.2.20 |